

消費者物価指数基準年の変更

消費者物価指数は、5年ごとに基準が改定されます。今回の改定により、令和2年（2020年）を100とした指数から令和7年（2025年）を100とした指数に変更されました。

これに伴い、毎月公表している高松市の消費者物価指数についても、令和8年（2026年）7月分から、令和7年（2025年）基準による指数をお知らせします。

なお、令和8年（2026年）6月分までの令和7年（2025年）を100とした指数については、統計局ホームページ（e-Stat）をご覧ください。

1 基準改定の趣旨

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するもので、基準時の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が基準時に比べてどれだけ変化したかによって、物価の変動を表すものです。消費構造は、新たな財及びサービスの出現や嗜好の変化などによって変化し、消費構造を長い期間固定すると次第に実態に合わなくなります。そのため、基準時などを一定の時期で新しくする「基準改定」が行われ、指数品目とそのウェイトが定期的に見直されています。消費者物価指数の基準改定は、昭和30年（1955年）基準への改定以降、5年に1回、西暦年の末尾0又は5の年に合わせて行われています。

2 主な改定内容

① 指数基準時の改定

指数の基準時及びウェイトの参照年次を、それぞれ令和2年（2020年）から令和7年（2025年）に改定。

② 品目の改定

家計消費支出における重要度が高くなった品目を追加し、重要度が低くなった品目を廃止。

追加品目	塩さば、パイナップル、シャインマスカット、香辛料、グミ、弁当（かつ丼）、たこ焼き、ミートボール、炭酸水、ゼリー飲料、プロテインパウダー、ヘルメット、カーリース、通信教育、ヘッドホン・イヤホン、ペット保険料、資格試験、ヘアドライヤー、制汗剤
廃止品目	煮干し、はくさい漬、デラウェア、巨峰、ビール風アルコール飲料、婦人用帯、ネクタイ、婦人用ストッキング、青汁、サッカー観覧料、ビデオソフトレンタル料、振込手数料

③ ウェイトの改定

令和7年（2025年）基準の消費者物価指数の計算に用いるウェイトは、原則として家計調査（二人以上の世帯）における2025年平均1か月間の1世帯当たりの品目別支出金額を基に作成。

高松市の10大費目別ウェイト(万分比)

費 目	2025年基準	2020年基準
総合	10000	10000
食料	2831	2534
住居	1768	1980
光熱・水道	751	642
家具・家事用品	407	418
被服及び履物	296	363
保健医療	484	450
交通・通信	1637	1687
教育	230	217
教養娯楽	916	993
諸雑費	681	717

3 新旧指数の接続

$$\text{2025年基準接続指数} = \text{2020年基準指数} \times \frac{100}{\text{2020年基準の2025年平均指数}}$$

詳細は統計局ホームページまで <https://www.stat.go.jp/data/cpi/2025/kaisetsu/index.html>